

## 令和5年度第2回滋賀県契約審議会 議事概要

### 1 日時

令和6年2月7日（水） 15時00分～16時30分

### 2 場所

県庁本館4-A会議室

### 3 出席委員

磯田委員、佐賀委員、土山委員、鶴田委員、中田委員、野村委員、廣川委員  
(50音順) (欠席：高坂委員)

### 4 議事概要

#### (1) 令和5年度契約状況実態調査の結果について

資料1に基づき事務局から説明を行った。

(質疑応答・意見等)

○委員 アンケートの回答事業者に対して、回答のあった意見に対してこういう改善をしているということがメール等でフィードバックできると、次年度のアンケート回答へのモチベーションが高まる。

○事務局 調査結果だけでなく、いただいた意見に対してどのように取り組んだかを伝えることを考えたい。

○委員 「契約金額の水準」のところで、「契約金額が低く利益が出ない」、「労務費・材料費が、実勢価格と乖離」などの意見が見られる。業務委託に係る事業者から、賃金的なマイナス面についての声があれば教えてほしい。

○事務局 業務委託では最低制限価格がなく、契約金額の水準に対する声は多い。会計管理局としては、最近の物価や賃金の上昇を踏まえ、直近の参考見積をとるなど、適切に予定価格を設定するよう言っている。今後も庁内でこうした事業者の声の周知を図り、各所属においてしっかりと積算がされるよう努めたい。

○委員 電子契約について「導入による効果がわからない」との声が多くなっている。電子契約を導入すれば、どのようなメリットがあるかを事業者に対して丁寧に説明していただきたい。

○事務局 今年度、事業者にも協力いただいて実証実験を行ったが、事業者からは非常に便利であると好評であった。利便性を事業者にも丁寧に説明し、少しでも普及するように取り組んでいきたい。

○委員 GPプラン滋賀登録事業者から、「入札情報でグリーン入札の対象であるのか  
がすぐに分かるようにしてほしい」との意見があるが、現在、グリーン入札が占める割  
合はどれくらいか。

○事務局 令和4年度は金額ベースで、環境対応物品購入に係る約4億8,300万円の  
うち81.3%についてグリーン入札を行った。

○委員 環境配慮事業者か、GPプラン滋賀の登録事業者でなければ、県が行う入札に  
参加できないという仕組みにできないか。

○事務局 地方自治法等の規定があるため、どこまでそうした制限がかけられるか。  
どういった取組みができるかは引き続き検討していきたい。

○委員 法令違反等により、環境に悪いことをした事業者に対するペナルティ等はあ  
るのか。

○事務局 法令に違反した場合等は入札参加停止の措置をとり、契約の相手方から除  
外することになると思う。

○委員 賃金実態調査について、設備管理に係る労働者の1日当たり平均労働時間は  
10.1時間となっており、勤務時間が多くなっている。また、清掃については、平均労働  
時間が4.5時間と短くなっているが、その理由等は分かるか。

○事務局 設備管理については、業務の性質上、プラント監視等で長時間拘束される  
こととなるが、勤務日数が少なくなっている。

清掃については、扶養控除の適用範囲内でパート就労をされている方が多いと考えら  
れる。また、労働者の平均年齢も高くなっており、年齢的に長時間働けない方等がこの  
業務を選ばれているのではないかと考えられる。

○磯田委員 プロポーザルの関係であるが、「企画提案を行う上で必要な情報が不足  
していた」というところが十分に理解できない。どのような理由によるものか。

○事務局 各所属で質問期間を設けているが、事業者からすると、最初から情報を示  
しておいてほしいとの思いがあるのだと思う。

○委員 不足というのはどういう内容を言っているのか。

○委員 最初に説明会を開催し、質疑応答の中で分からないことを確認するというや  
り方もあるが、そういった事業者の「分からない」に対する手当てを改善できているか  
どうか。

○事務局 現在は、談合防止や新型コロナウイルス感染症対策の観点から、基本的には説明会は開催していない。質問については事業者から書面で提出を受けて、それに対して回答を行っている。

県の仕様書が抽象的過ぎる場合には、仕様の意味を確認する質問だけでやり取りが終わってしまい、具体的な内容についての質問、回答に至っていない案件もある。また、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策等もあってプロポーザルの案件が多くなっており、事業者側で手が回らなくなっているといった事情もあると考えられる。

○委員 プロポーザルでは、こういう質問がよくあるというひな形があり得るのではないか。

説明会については、まさにZoomの出番ではないかと感じた。説明会を行った方が、県が何を求めている、事業者が何を提供できるかを明確にできる。質問を二段階構成にして、一次質問締切りと、二次質問締切りといった形にすれば、よりよいアイデアが出されることにつながるのではないか。

○事務局 現状においても、Zoomでの説明会は行っている場合がある。こうした方法を庁内に周知し、説明会を開催できる場合には開催する方向で考えたい。

質問期間を二段階で設けることについては、現状、十分な提案期間がとれていないという問題があり、難しい状況である。提案期間が短いという事業者からの声も増えていることから、その辺りの改善については考えていきたい。

1月末に開催した契約条例推進委員会では、この調査結果のポイントも説明し、プロポーザルについて前年度に質問があった内容については、次年度以降、仕様書等に記載するよう周知を図った。

○委員 毎年継続してプロポーザルを行っている案件について、中身を見ると細かく仕様を定めているものが見られる。

事細かに仕様を書いてあるものというのは、本来、プロポーザルですべきではないのではないか。

○事務局 事業者から提案等を受ける制度には、総合評価一般競争入札もある。もう少しプロポーザルの案件を絞る方向で今後検討していきたい。

(2) 滋賀県の契約に関する取組方針の実施状況等について  
資料2および資料3に基づき事務局から説明を行った。

(質疑応答・意見等)

○委員 事後公表については、特に異論はない。予定価格を事後公表することは、無茶な入札を是正するためにも有効かもしれない。そのような業種については、試行の中でも事後公表を実施していくべきではないかと思う。

○事務局 「予定価格公表により以後の入札への影響が想定される案件を除く」とす

ることを考えており、例えば、毎年度同じ業務について繰り返して契約するものなどは公表が難しい。

○委員 公表だけが適正な状態に導く方法ではないが、妥当性の検証を図ることができるといふ点を追求してもらいたいと思う。

○事務局 対象案件がどういった形になるか、今の段階では確定できないが、今いただいた意見を十分に取り入れながら考えていきたい。

○委員 最低制限価格は事後公表か。

○事務局 工事では、予定価格、最低制限価格ともに事後公表している。業務委託では、最低制限価格があるのは清掃等の庁舎管理業務のみで、公表もしていない。

○委員 契約によって、過当競争になっていたり、なかなか契約が成立しなかったりと状況は違っていると思うので、それによって望ましい公表の仕方は変わってくる。そこを考えすぎると、恣意的な判断になってしまうことが懸念される。安易に非公表の方に流れないように仕組み作りが必要である。

○委員 公表することにどのようなメリットがあるか、その辺りも考えながら進めていただきたい。

○委員 恣意的に隠しているのではないかと思われたいような基準が必要である。毎年度契約する案件であっても、例えば、3年に1度は公表するといった方法も考えられる。いきなり全部について公表するのではなく、一定の基準を定め、その基準の試行から始めることが望ましいと思う。

資料2の取組内容については、事業者調査で寄せられた意見にも触れられており、今後取組みを検討する他の項目についてもぜひ進めていただきたい。

以上